

佐賀県公報

平成17年
12月5日(月曜日)
第12690号

○ 公 告

(◎母子保健法に登載するもの)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

○母子保健法に基づく指定養育医療機関の辞退

(五九四・母子保健福祉課)一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(農地整備課)一

○開発行為に関する工事の完了

(農地整備課)二

○太良地区大川内換地区換地計画

(農地整備課)二

○換地処分届出

(農地整備課)二

○ 告 示

○佐賀県告示第五百九十四号

母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)第十三条の規定により、次の指定養育医療機関から指定を辞退する旨の届出があつた。

平成十七年十一月五日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	予 告 期 間 满 了 日
西有田共立病院	西松浦郡西有田町大木乙一四八五番地	平成一七年一一月一五日
医療法人醇和会	杵島郡白石町大字戸ヶ里一三五二番地	平成一七年一一月一五日
島病院	伊万里市山代町立岩四一七番地	平成一七年一一月一五日
社会保険浦之崎病院		

(4) 定款に記載された目的

この法人は、眼科衛生学に関する知識の普及及び白内障・緑内障に対する研究、及びその貧しさ故に適切な治療を受けられない国及び地域の人々に対するボランティア医療活動を行い、その視力回復、社会復帰と自立を促すことなどを通じて国際交流に貢献することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年12月5日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

西松浦郡有田町西部字穂波尾甲1113番10及び1113番11
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊万里市松島町408番地30

株式会社極楽

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区大川内換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年12月5日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区大川内換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年12月6日から平成18年1月10日まで

3 縦覧の場所

太良町役場

太良町長 百武 豊から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、太良町営土地改良事業（さが農業農村振興整備）中村地区の換地処分を平成17年10月17日行つた旨届出があった。

平成17年12月5日

佐賀県知事 古川 康

購読料 1か年11ヶ月 800円(税抜)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十一月五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定期 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷